

令和4年稲敷市農業委員会第4回総会

[4月11日]

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
日程 6 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
日程 7 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 8 議案第4号 農地改良協議に対する同意について
日程 9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
日程10 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）
日程11 議案第7号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）
日程12 議案第8号 令和4年度稲敷市農業委員会活動重点事業について
日程13 議案第9号 令和4年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程10 議案第6号
日程11 議案第7号
日程12 議案第8号
日程13 議案第9号
-

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
4番	遠藤一行君	13番	山口和彦君
5番	村山文雄君	14番	篠崎惣壽君

6番	木内昌秀君	16番	高須一郎君
7番	吉田武君	17番	篠崎文夫君
8番	内田和新君	18番	川島昇君
9番	宮本信夫君	19番	根本脩君
10番	黒田和夫君		

欠席委員

3番 横田悌次君

出席説明員

農業委員会事務局長	根本大君
農業委員会事務局長補佐	森田勝君
農業委員会事務局係長	宮本祐司君
農業委員会事務局主査	平沢心平君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本 大君） 令和4年4月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は17名です。欠席委員は、3番横田委員1名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員5名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手の上名前を告げてから発言してください。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は11番山下恭一委員、12番野口克行委員の両名を指名をいたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

3件でございます。併せまして、田10筆、15, 505㎡について、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これは報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。議案書2ページから4ページまでの8件でございます。

この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これも報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書5ページになります。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

議案書9ページまでの10件になります。

5ページの受理番号1番から3番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。

受理番号4番から10番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。なお、受理番号9番につきましては、関連する案件がありますので、議案第2号で一括して審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

平沢主査

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 10ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」

受理番号1番から受理番号8番でございます。

売買による所有権移転4件、贈与による所有権移転1件、交換による所有権移転2件、賃借権の設定1件でございます。

受理番号1番 西代字東田、田2筆、6,000㎡についてでございますが、受人が母より受贈するものでございます。

受理番号2番 椎塚字浦向金平下、他1地区、田3筆、畑1筆、935㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、賃貸借の設定をするものでございます。

受理番号3番 江戸崎字尾角、畑1筆、524㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。なお、石岡市発行の耕作証明書が添付されており、受人が171アールの農業経営をしていることを確認しております。

受理番号4番 市崎字沼田、田1筆、1,592㎡

受理番号5番 市崎字沼田、田1筆、1,609㎡についてでございますが、受人が耕作便利のため農地を相互に交換するものでございます。

受理番号6番 堀川字草切、田4筆、11,336㎡

受理番号7番 中山字丑新田、田5筆、3,395㎡

受理番号8番 柴崎字丹通、田1筆、774㎡についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

議案第1号受理番号1番から8番までの説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○6番（木内昌秀君） 6番木内です。受理番号1番について、報告いたします。

4月6日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、耕運機1台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数は180日、経営面積60アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。受理番号2番について、報告いたします。

4月6日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に建設業を営んでいる法人であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、耕運機2台、トラック3台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積93アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について、山下委員より報告をお願いします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。受理番号3番について、報告いたします。

4月5日に清原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に露地野菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、耕運機1台、芋堀機1台、トラック4台を所有しております。農作業従事日数は300日、経営面積171アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番・5番について、山口和彦委員より報告をお願いします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。受理番号4番について、報告いたします。

4月5日に中沢推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に単作野菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台、管理機1台を所有しております。農作業従事日数は180日、経営面積98アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。引き続き、受理番号5番について、報告いたします。4月5日に中沢推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台、トラック2台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は300日、経営面積434アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と

考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

受理番号6番から8番については、農地中間管理機構が行う特例事業による案件のため、調査報告を省略いたします。これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号8番までを採決いたします。

本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。受理番号9番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、受理番号8番までについて事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 12ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。

受理番号1番 江戸崎字原、畑2筆、765㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、305wパネル290枚設置。

受理番号2番 小野字馬乗場、畑2筆、1,590㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、330wパネル320枚設置。

なお、受理番号1番・2番については、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

受理番号3番 押砂字中野、田1筆、444㎡についてですが、非線引き区域で農用地区域から農業用施設用地へ用途変更した農地となります。申請者は、隣接地において作業場等を有しておりますが、従業員の休憩所やトイレ及び駐車場等が無く不便をきたしているため、今回、農業用施設用地として従業員用の施設や駐車場を計画し、申請に及んだものでございます。なお、取水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽により処理する計画です。また、申請地は稲敷市農業振興地域整備促進協議会で令和4年1月に用途変更が認められ、そのなかで定める農業振興地域整備計画で指定された用途に該当し、土地改良区等との協議も了しております。

受理番号4番 椎塚字原畑、畑1筆、2,119㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、375wパネル300枚設置。

受理番号5番 駒塚字桑山久保、畑3筆、2,218㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、3

10wパネル360枚設置。

なお、受理番号4番・5番については、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

受理番号6番 椎塚字山中後、畑1筆、231㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、隣接地に住んでおりますが、自家用車の駐車場用地が不足しているため、駐車場用地として申請に及んだものでございます。

なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当しません。

受理番号7番 神宮寺字外馬場、畑2筆、1,123㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、295wパネル358枚設置。

受理番号8番 神宮寺字細田、畑1筆、730㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、340wパネル240枚設置。

なお、受理番号7番・8番については、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

これで、議案第2号受理番号1番から8番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。受理番号1番について、去る6日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。受理番号2番について、去る6日、松田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○6番（木内昌秀君） 6番木内です。受理番号3番について、去る6日、大野推進委員と事務局で現

地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番から6番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。受理番号4番から6番について、去る6日、藤巻推進委員並びに木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、受理番号4番・5番については、太陽光発電施設用地、受理番号6番については、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号7番・8番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。受理番号7番・8番について、去る6日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号8番までを採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号の受理番号9番と議案第2号の受理番号9番が、農地の所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 11ページをお開き願います。

議案第1号 受理番号9番 椎塚字浦向金平下、畑1筆、田3筆、503㎡についてですが、農地法第3条、営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定でございます。

次に13ページをお開き願います。

議案第2号 受理番号9番 椎塚字浦向金平下、畑1筆、田3筆、0.76㎡につきましては、申請人が営農型太陽光発電施設用地としてパネル設置のための支柱部分等を一時転用するものでございます。申請地は、市街化調整区域、土地改良区域外で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、営農型太陽光発電施設として、375wパネルを200枚設置し、下部農地で榊を栽培する計画で経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。以上、議案第1号、受理番号9番及び議案第2号、受理番号9番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告を、篠崎惣壽委員よりお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。議案第1号 受理番号9番及び議案第2号 受理番号9番、営農型太陽光発電について、去る6日木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号9番と、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号9番を一括採決いたします。

本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 14ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」登記地目変更のための非農地証明書の交付2件でございます。

受理番号1番 神宮寺字神田、田2筆、5,369㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

受理番号2番 佐倉字姥神、畑1筆、143㎡についてですが、昭和45年頃より駐車場として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告を、吉田委員よりお願いいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。受理番号1番について、去る6日、高須委員と推進委員の田仲委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。続きまして、受理番号2番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○9番（宮本信夫君） 9番宮本です。受理番号2番について、去る6日、村山委員と推進委員の鹿熊委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から、駐車場用地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 15ページをお開き願います。

議案第4号「農地改良協議に対する同意について」でございます。

受理番号1番 押砂字中野、田1筆、154㎡についてでございますが、田畑転換の為の農地改良協議でございます。埋立てに用いる土（77㎥）は、行方市地内の山砂を購入し、隣接地の業者に作業を依頼し、10トン車40回分を、申請地に約50cm埋立てる計画で、埋立て後は、育苗ハウスとして使用する計画です。廃棄物対策室との協議も了しております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告を、木内委員よりお願いいたします。

○6番（木内昌秀君） 6番木内です。

受理番号1番について、去る6日、内田委員と推進委員の大野委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、事務局の説明どおりで間違いはなく、低くなっている農地に購入した土を入れ、畑として利用するものであり問題ないと思われれます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 16ページをお開き願います。

議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」でございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。

新規設定が、16件、32筆、82,140㎡、再設定が、13件、59筆、86,078㎡の利用権設定でございます。

詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、受理番号5番につきましては、登記地目が畑ですが、現況は田です。次のページ17ページの受理番号8番の小作料につきましては、1筆で定められていますので、10アールあたりに換算した金額を記載しております。次のページ18ページの受理番号14番の地目につきましては、登記は田ですが、現況は畑です。受理番号17番の小作料につきましては、圃場ごとに定められていますので、2段で記載しております。新規設定、再設定いずれも、「農用地のすべての効率利用」、「農作業常時従事」等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 22ページをお開き願います。

議案第6号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものでございます。

今回は、2件、14筆、29,438㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号「稲敷市農用地利用配分計画（案）」に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 23ページをお開き願います。

議案第7号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により、農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものでございます。

今回は、新規配分が2件、14筆、29,438㎡、再配分が9件、81筆、115,604㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第8号「令和4年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 26ページをお開き願います。

議案第8号「令和4年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」でございます。

農業委員会の役割、機能等の活動方向を明確にして取り組むために、作成するものであります。

本年度の活動重点事業につきましては、先月開催いたしました運営委員会において御承認をいただき、ここに提案させていただいております。

それでは、案の概要を説明いたします。

1番の「農地対策の推進」でございますが、遊休農地の解消、違反転用に対する対応、農地の監視活動、あっせん活動について、取り組むものでございます。

2番の「遊休農地に関する措置」でございますが、利用状況調査及び意向調査の実施、農政課主管の補助金制度の普及活動により、耕作放棄地の解消を図るものでございます。

3番の「担い手対策の推進」でございますが、担い手の確保、集積支援、農地中間管理事業と連携した取り組みについて、推進するものでございます。

委員及び推進委員の皆様にご協力いただきました農地利用意向調査の結果を基に、貸したい意向のある農地について、地域座談会等の開催による、所有者と担い手のマッチングの推進を掲げております。

4番の「新規参入の促進」でございますが、各関係機関との連携を図ること、また、農政課主管の補助金制度の普及活動により、新規就農者の確保と育成を図るものでございます。

5番の「農政対策の推進」でございますが、農業者年金への加入促進、また、コロナウィルスの関係で体験学習の実施については検討が必要と思われませんが、食農教育推進を図るものでございます。

6番の「情報提供活動」でございますが、全国農業新聞の購読推進、農業委員会の活動についての啓発に取り組むものでございます。概略ではございますが、説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第8号「令和4年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第9号「令和4年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 28ページをお開き願います。

議案第9号 「令和4年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について」でございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、改訂検討会は、書面開催としました。近隣市町村農業委員会の改定案を参考に案を提案し、改訂検討会委員の皆様にお諮りしたところ、全員から異議なしとの回答をいただき、本日、提案するものでございます。

令和4年度における料金の改定はなく、昨年度と同じとなっております。本日、御承認いただきましたら、ホームページ等で周知する予定でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第9号「令和4年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたし

ました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和4年4月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時55分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

11番委員 山 下 恭 一

12番委員 野 口 克 行